

法定外税の検討

その 1

- ・ 法定外税制度
- ・ 全国で導入されている産業廃棄物税の主な仕組み
- ・ 新税の仕組み（例）
- ・ 法定外普通税とする考え方

1 法定外税制度

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の**許可制が同意を要する協議制に改められる**とともに、**新たに法定外目的税が創設**された。また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税率割合が高い場合には、**条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設**された。

法定外税新設の新設等の手続

地方団体の議会が特定納税義務者に意見の聴取を行い、特定納税義務者は意見の提出を行います。地方団体の議会において条例可決後、総務大臣に対して協議を行います。総務大臣は地方財政審議会に意見の聴取を行い、意見を得ます。また、財務大臣に通知を行い、異議がある場合は、異議が出されます。その後、総務大臣は同意を行います。地方団体は総務大臣の関与に不服がある場合は国地方係争処理委員会に審査の申出を行います。国地方係争処理委員会は関与が不当であると認める時は、総務大臣に対して勧告を行います。

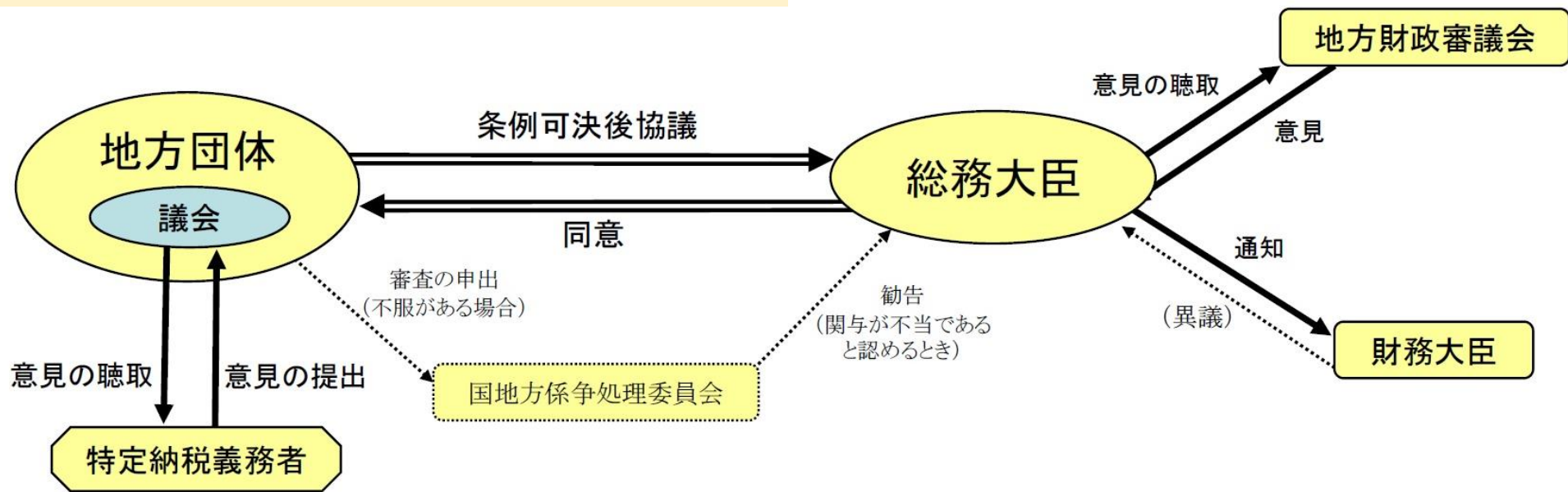
同意要件

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

1 法定外税制度

法定外税新設の新設等の手続 (図示)



特定納税義務者

特定納税義務者とは、当該納税義務者に対して課すべき法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の合計の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者です。

- (1) 条例施行後5年間の当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の合計の 1/10を超える見込みがあること。
- (2) 当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の1/10を超える年が、 条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること。

出典：総務省HP

1 法定外税制度

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）
（平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

1 法定外税制度

法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）
（平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

資料2「税の必要性」で検討

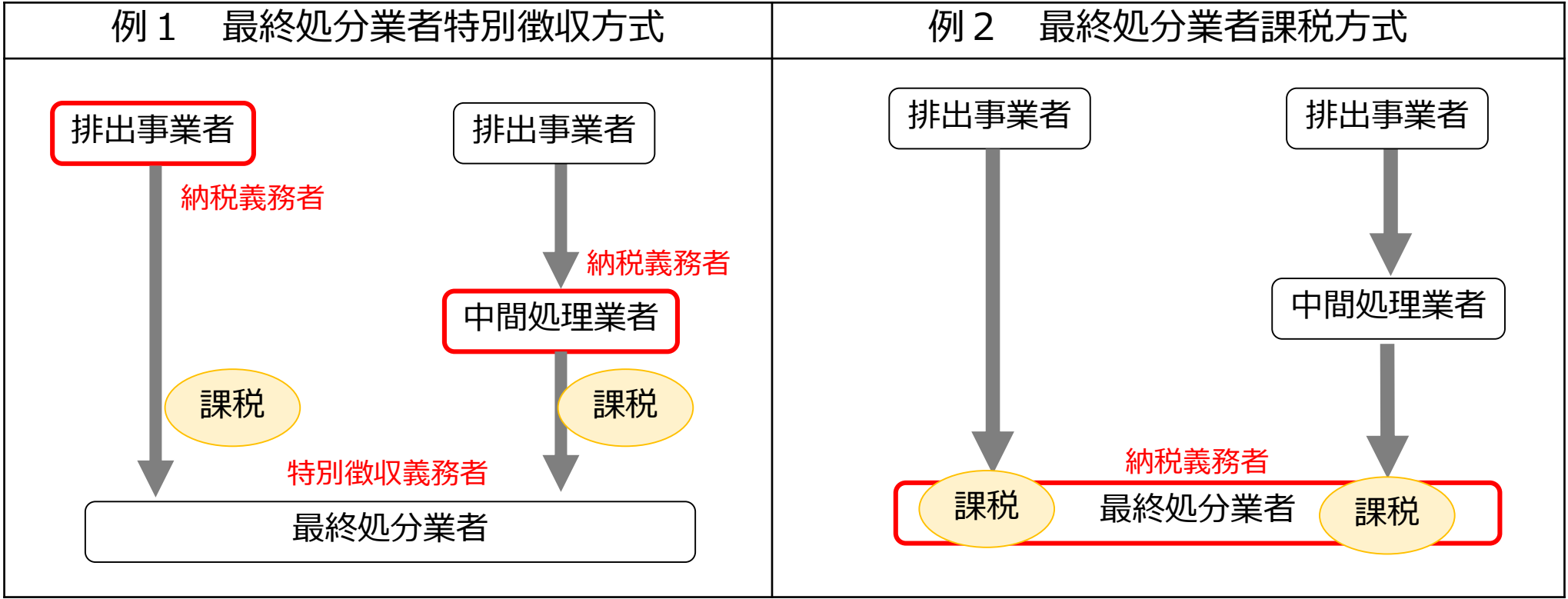
2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、**税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。**
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その**税収入を必要とする財政需要があること**、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。→ **課税を行う期間について、5年で見直すのが一般的**
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。**特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得よう努めることが必要であること。**なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

2 全国で導入されている産業廃棄物税の主な仕組み

産廃税（産業廃棄物税）とは、排出事業者、最終処分業者等に課される**法定外目的税**のひとつで、産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される。現在まで27道府県及び1政令市で導入されており、課税の有無や課税方式は自治体によって異なるが、導入している自治体では産業廃棄物の最終処分量1トンあたり1,000円の課税が標準となっている。

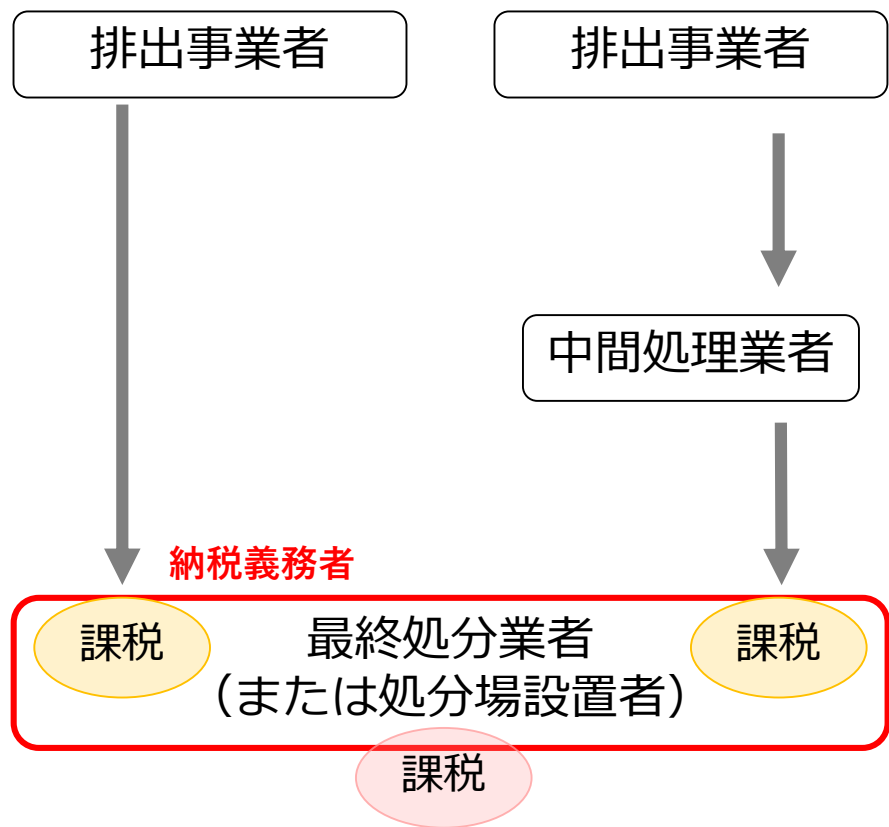


排出事業者に申告納付を求める方が減量化に対するインセンティブや意識付けが働きやすいが徴税事務の負担が大きいため、最終処分業者を特別徴収義務者にする仕組みが多く採用されている。

既存産廃税の使途：
廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他の環境に関する施策
↑
監視等の行政事務に加え、排出抑制、再生利用等の減量化促進策、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が求められている。

3 新税の仕組み（例）

最終処分場に課し、産業廃棄物の埋立量に応じた課税に加え、立地する施設そのものの埋立容量に対し課税する。



- 【要確認】
- ・ 処分料の価格に転嫁できてしまい、結局排出事業者、さらには消費者の負担になりかねないが？
 - ・ 拡大抑止が目的といいつつ、（転嫁できてしまうと）拡大抑止に効果が無いのでは？
→ 需要と供給（市場原理）により、転嫁にも限界はあるはず。負担を最終処分業者がすべて回避できるというものではないのではないか。

新たな法定外税の用途：
処分場が立地する基礎自治体として生じる様々な問題に対処するなど、市の環境保全のための活動に係る費用に充てることを原則とする。ただし、廃棄物最終処分場に係る地域環境保全施策と通常地域環境保全施策、さらには他の行政サービスを明確に切り分けて考えることは難しいことから、予算策定過程などを通して本市の諸施策にも配分が可能なものとする。

4 法定外普通税とする考え方

法定外目的税	法定外普通税
・産業廃棄物最終処分場が立地することにより生じる行政の課題に対応するための課税 ・条例上用途を明記する。	法定外税として、最終処分場が立地することにより生じる様々な問題に対処することなどの環境保全施策に加え、他の様々な施策に対しても配分可能なものとする。
	一定の行政需要があることを当然前提とする
増税による新たな政策が限定されるものの、効果を明確化できない	予算策定プロセス（首長、議会それぞれ）によるチェック
特定の行政上の課題に対応するための課税であり、政策誘導（水源涵養地への産業廃棄物最終処分場の立地抑制）の実現の手段としては十分ではない。	政策誘導（水源涵養地への産業廃棄物最終処分場の立地抑制）を達成するために必要な経済的負担を求めることができる可能性がある。

本市の目指す法定外税としては、**法定外目的税 < 法定外普通税**